

# 平成28年度 行政不服審査法施行状況調査 (国における状況の概要)

平成30年12月26日  
総務省行政管理局

# 調査の目的、調査対象団体、調査項目等

## <調査の目的>

- 本調査は、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。
- 今回は、新法施行後初の全国調査。

## <調査対象団体>

- ・ 国の行政機関(本府省庁等25機関(地方支分部局等を含む。))
- ・ 全ての都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合⇒地方公共団体における施行状況は追って公表

## <調査項目>

### 【調査対象の不服申立て】

- ・ 行政不服審査法(新法・旧法)に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求 等)
- ・ 個別の法律で独自に設けられている不服申立て(裁定の申請、審判の請求、異議の申出 等)

### 【調査事項】

- ・ 不服申立て件数、分野別件数
- ・ 処理件数、処理内容(認容、一部認容、棄却、却下等の別)
- ・ 審理員・行政不服審査会の状況 など

## <調査対象期間>

平成28年4月1日から29年3月31日まで(平成29年3月31日現在で把握)

# 行政不服審査法(新法)の概要

## <目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、**国民の権利利益の救済**を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**

(行政庁の処分に関する不服申立てについての一般法(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

## <不服申立ての対象等>

### 【対象】

- 行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**  
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

### 【資格】

- 処分に**不服がある者**(不作為の場合は**申請をした者**)  
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。  
(取消訴訟の原告適格と同範囲)

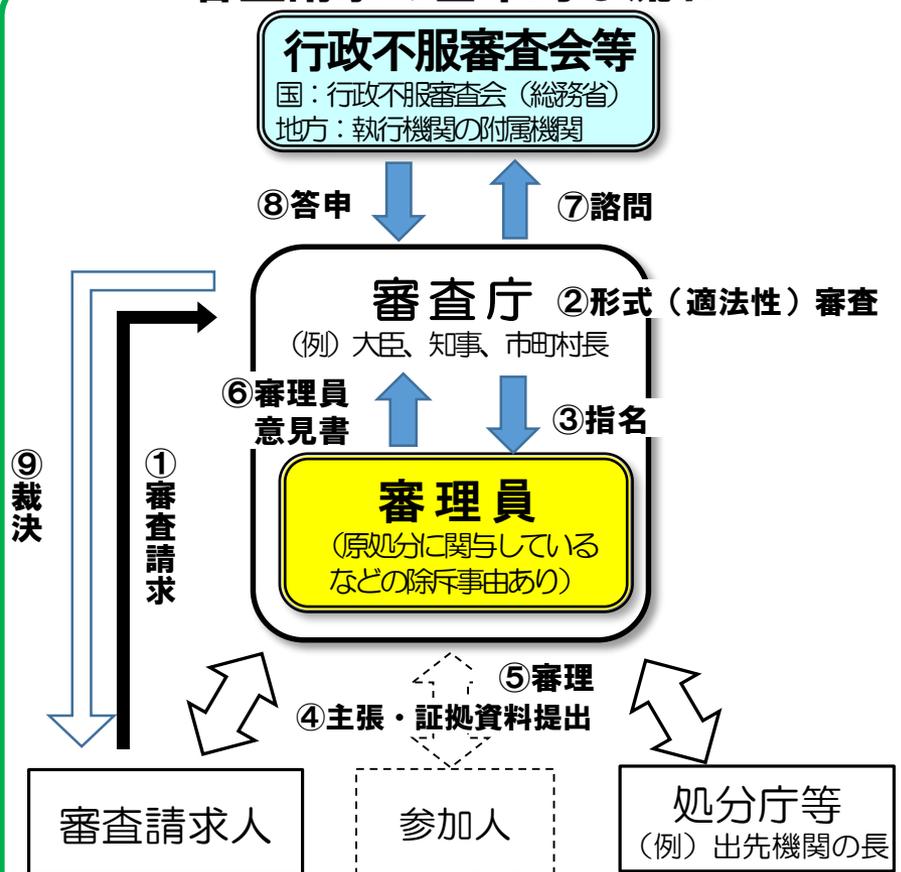
### 【不服申立期間】

- 処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**(原則)  
※正当な理由がある場合は、この限りでない。

### 【処理(裁決・決定)】

- 申立てに**理由あり** ⇒ **認容**
- 申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
- 申立てが**不適法** ⇒ **却下**
  - ・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
  - ・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**  
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

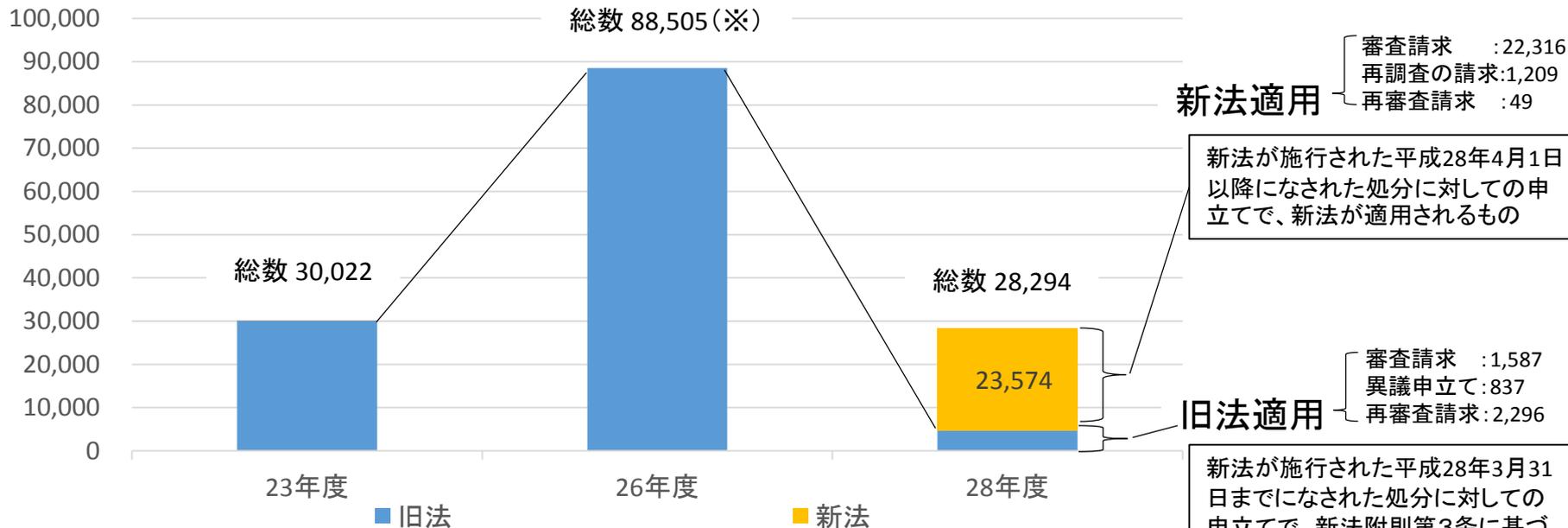
## <審査請求の基本的な流れ>



※審査員の指名、行政不服審査会への諮問は、個別法で適用が除外されている場合は行われない(その場合、③、⑥、⑦及び⑧は行われない。)

# 新規不服申立件数の推移

新法及び旧法に基づき、各年度中に申し立てられた不服申立ての総件数がどのように推移しているか調査した結果は、以下のとおり。 ※毎年度の調査は行っていない。



※ 平成26年度は、公的年金の物価スライド特例措置の解消に関する多数の不服申立てがあり、件数が増加している。

## <不服申立ての種類>

### 【行政不服審査法に基づく不服申立て】

(旧法適用 = 平成28年4月1日の前日までになされた処分が対象)

#### 審査請求

- ・処分庁以外の行政庁に対して行う不服申立て

#### 異議申立て

- ・処分庁(処分をした行政庁)に対して行う不服申立て

#### 再審査請求

- ・個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求に対する裁決を経た後に行うことができる不服申立て



(新法適用 = 平成28年4月1日以降になされた処分が対象)

#### 審査請求

- ・申立先にかかわらず、行政庁の処分について行う不服申立て (新法における不服申立ての基本)

#### 再調査の請求

- ・個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階で、処分庁に対して行うことができる不服申立て

#### 再審査請求

- ・個別法に特別の定めがある場合に、審査請求に対する裁決を経た後に行うことができる不服申立て

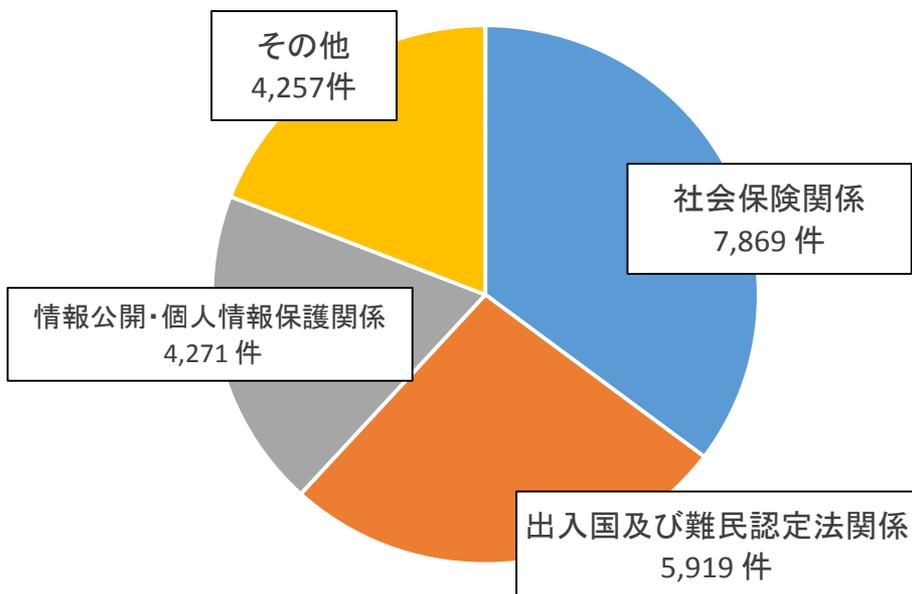
※このほか、行政不服審査法に基づかず、個別法の定めにより認められた不服申立てがある。

# 審査請求の分野別件数

行政不服審査法に基づく「審査請求」について、平成28年度に新規に申し立てられた案件の分野を調査した結果は、以下のとおり。

※ 新法においては、審査請求が不服申立ての基本であることから、本概要資料には審査請求についての結果のみ記載。

平成28年度新規申立件数22,316件



○ 平成28年度中に新規に申し立てられた審査請求は22,316件であり、内訳は、

- ・ 社会保険関係(※1) : 7,869件 (35.3%)
- ・ 出入国管理及び難民認定法関係 : 5,919件 (26.5%)
- ・ 情報公開・個人情報保護関係(※2) : 4,271件 (19.1%)

等となっている。

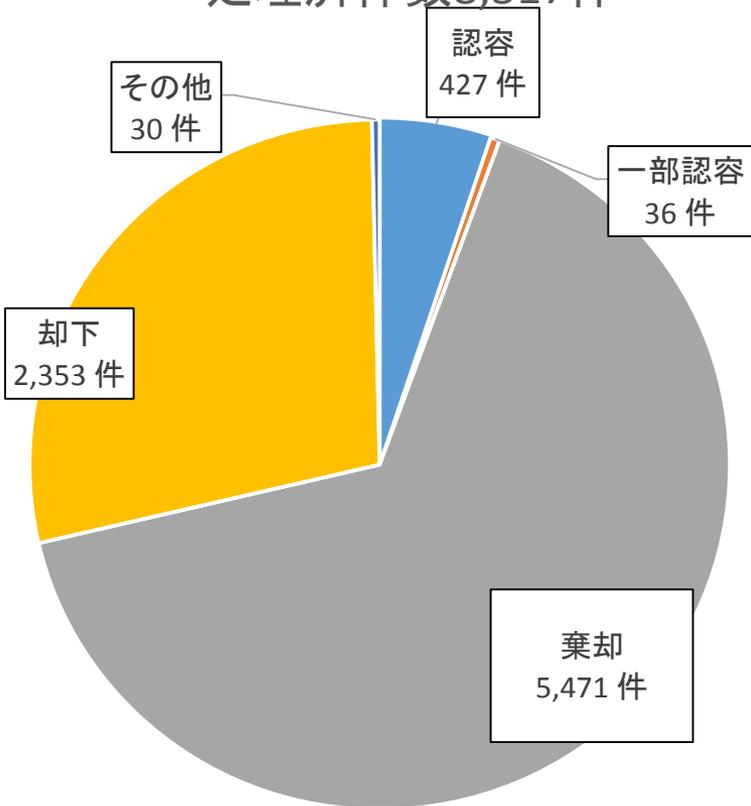
※1 健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法等に基づくものをいう。

※2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づくものをいう。

# 審査請求に対する裁決の内容

平成28年度に申立てられた「審査請求」計22,316件中、同年度中に処理が終了した8,317件について、裁決の内容を調査した結果は、以下のとおり。

処理済件数8,317件



○ 処理済件数8,317件の処理内容をみると、

- ・ 認 容: 427件 (5.1%)
- ・ 一部認容: 36件 (0.4%)
- ・ 棄 却: 5,471件 (65.8%)
- ・ 却 下: 2,353件 (28.3%)
- ・ そ の 他: 30件 (0.4%)

となっている。

認容: 審査請求に理由があるとして、審査請求人の主張を認め、原処分  
の取消し等を行う裁決

一部認容: 審査請求に一部理由があるとして、審査請求人の主張の一部を  
認め、原処分の一部取消し等を行う裁決

棄却: 審査請求に理由がないとして、審査請求人の主張を認めない(原処分  
を維持する)裁決

却下: 審査請求期間を超過しているなどの場合に、審査請求が不合法として  
(本案の審理をせずに)退ける裁決

その他: 審査請求について一部棄却・一部却下等、上記以外の裁決を行った  
場合

# 審理員・行政不服審査会

平成28年度に申立てられた「審査請求」について、改正後の行政不服審査法で新設された審理員及び行政不服審査会の手続の適用状況について調査した結果は以下のとおり。

## < 審理員 >

- 審査請求のうち、個別法で審理員指名の適用が除外されているもの等を除いたものについて、平成29年3月31日時点で審理員指名がなされた案件は327件(他法によって審理員とみなされるもの(※2)を除く。)

※1 調査期間中において審理員(他法で審理員とみなされる場合を含む。)が指名されたのは5,512件で、うち327件が審理員、5,185件が審理員とみなされる難民審査参与員である。

※2 出入国管理及び難民認定法により学識経験者から任命される難民審査参与員が審理員とみなされているものであり、その内訳(複数回答可)は、学識経験者5,184件、弁護士4,830件、行政機関勤務経験者27件、その他4,999件となっている。

- この327件のうち、審理員の任用形態(複数名いる場合には複数回答可)は、
  - ・ 正規職員 : 319件
  - ・ その他(※): 9件

※ 弁護士等、外部有識者を任期付職員等で任用した場合など。

## < 行政不服審査会 >

- 審理員指名案件(他法によって審理員とみなされるものを除く。)327件中には、個別法の規定により諮問義務の適用が除外されているものが含まれているため、これらを除いたもののうち、行政不服審査会への諮問がなされた案件は13件。

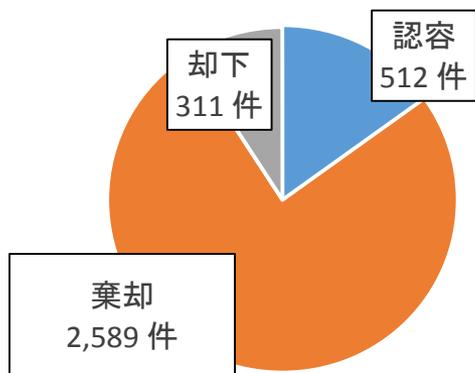
- 諮問がなされた13件のうち、平成29年3月31日時点で答申がなされた処理済案件は3件(※)

※ 3件の内訳は、申立を認容すべきとするものが1件、棄却すべきとするものが2件となっている。

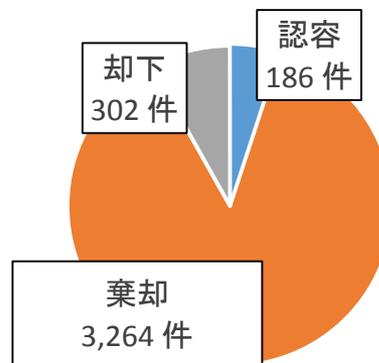
# 旧法に基づく不服申立ての処理内容

旧法に基づく不服申立て(①平成27年度以前に申し立てられて28年度に係属したもの、②新法附則第3条の規定により旧法が適用される新法施行(平成28年4月1日)前の処分に対する申立て)の処理実績・内容について調査した結果は、以下のとおり。

【審査請求】平成28年度の係属件数は  
9,568件、このうち、3,412件が処理済み



【異議申立て】平成28年度の係属件数は  
16,250件、このうち、3,752件が処理済み



【再審査請求】平成28年度の係属件数は  
10,867件、このうち、5,368件が処理済み

